

「富山県国民健康保険運営方針」（中間報告案）に対する意見募集の実施について

平成30年度から国民健康保険制度が改正され、県と市町村が一体となって国民健康保険を運営することとなり、運営の指針となる「富山県国民健康保険運営方針」の策定を進めています。

本指針の策定に当たりまして、多くの県民の皆様からのご意見を反映するため、以下の要領により、意見を募集いたします。

1 募集期間

平成29年9月 日（ ）～平成29年 月 日（ ）（当日消印有効）

2 資料の入手方法及び閲覧方法

(1) 富山県のホームページ（厚生部厚生企画課医療保険班ホームページ）

(<http://>)

(2) 閲覧・配布場所

県庁（県民サロン、情報公開窓口、厚生企画課医療保険班）、各地方県民相談室（高岡・魚津・砺波）、県立図書館

3 意見の提出方法及び提出先

(1) 郵 送 〒930-8501（住所記載不要）

富山県厚生部厚生企画課医療保険班 あて

(2) ファクシミリ 076-444-4440

(3) 県ホームページ <http://www.pref.toyama.jp/pubcomme-form.html>

（パブリックコメント専用フォームから入力することができます）

4 意見提出時の留意事項

(1) 提出の様式は任意も可能です。ご意見は日本語でお願いします。また、住所、氏名（法人（団体）の場合は、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名）、電話番号を必ず記載してください。

※意見提出様式（PDF, WORD）

(2) 電話等による口頭での意見提出は受け付けませんので、あしからずご了承ください。

※記載された個人情報、この意見募集に係る利用目的以外には使用いたしません。

※意見を提出できるのは、県内に住所を有する個人、法人、団体及び県内への通勤・通学者です。

5 ご意見の取扱い

(1) 提出いただきましたご意見については、「富山県国民健康保険運営方針」策定の参考とさせていただきます。

(2) ご意見の概要及びそれに対する県の考え方等については、後日、県ホームページ等で公表いたします。なお、類似のご意見についてはまとめて公表することがあります。

(3) ご意見に対する個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

6 問い合わせ先

(1) 富山県厚生部厚生企画課 医療保険班 TEL 076-444-3215

(2) お問い合わせは、午前8時30分から午後5時15分までの間（土曜日、日曜日及び国民の祝日は除く。）をお願いいたします。

「富山県国民健康保険運営方針」（中間報告案）への意見

ふりがな	
氏名 (企業・団体名)	
住所	
連絡先	電話番号： FAX 番号： E-mail：
職業	※差し支えなければ記載願います。

※いただきましたご意見の内容について確認させていただく場合がありますので、ご記入をお願いします。

ページ数・行数	ご意見

※上記の項目が記載されているものであれば、この様式以外での提出でも構いません。

【募集期間】平成29年9月 日 () ～平成29年10月 日 () (消印有効)

【提出先】〒930-8501 (住所記載不要)

富山県厚生部厚生企画課医療保険班 あて

FAX：074-444-4440